

豊後高田市が発注する工事請負契約に係る指名基準の運用について

豊後高田市が発注する工事請負契約に係る指名基準について（以下「指名基準」という。）の運用については、地元業者の育成及び受注機会の増大を図るため、次のとおり取り扱うものとする。

1 指名業者の区分

指名業者は、建設工事競争入札参加資格者登録名簿に登載された者のうち、次のとおり区分するものとする。

- ア 市内業者 市内に本店又は本社（建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。）を有する者
- イ 準市内業者 市内に支店、支社若しくは営業所（建設業法の規定による許可を受けた従たる営業所をいう。）を有すると認定された者又は豊後高田市競争入札参加資格者の準市内業者認定要領附則第2項の規定により認定された者
- ウ 市外業者 上記ア、イ以外の者

2 指名業者数

豊後高田市契約規則第38条第1項の規定により、指名業者数は「なるべく5者以上」を指名するものとする。

3 指名業者の選定

地元業者の育成及び受注機会の増大、活性化を図るため、指名基準第3項の当該工事に対する地理的条件については、次のとおり運用し、市内業者及び準市内業者（以下「市内業者等」という。）を優先的に指名するものとする。

(1) 対象工事は、市内業者等で確実に円滑に施工が可能な工事とする。

(2) 市内業者等を優先的に指名する場合の基準は次のとおりとする。

ア 等級格付のある業種

優先順位① 市内業者等のみを指名する。

優先順位② 当該等級の市内業者等が「なるべく5者以上」を満たさない場合

・当該等級の直近上位又は直近下位にある者を指名する。

優先順位③ 上記においても市内業者等が「なるべく5者以上」を満たさない場合

・市外業者を指名する。

イ 等級格付のない業種

優先順位① 市内業者等のみを指名する。

優先順位② 市内業者等が「なるべく5者以上」を満たさない場合

・市外業者を指名する。

附 則

この運用は、令和2年10月1日から施行する。